

## 均等侵害の判断に関する裁判例

### －「熱可塑性樹脂組成物とそれを用いた樹脂成形品および偏光子保護フィルムならびに樹脂成形品の製造方法」事件－

R7.3.4 判決 知財高裁 令和6年(ネ)第10026号

特許権侵害行為差止等請求控訴事件：請求棄却

#### 概要

分子量が699.91848（小数第1位を四捨五入することによって初めて「700以上」に含まれることになる数値）の紫外線吸収剤を使用する被控訴人製品等は、「分子量700以上」という構成を有する本件発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるため、均等論の第5要件（意識的除外等の特段の事情）を充足せず、均等侵害は成立しないと判断された事例。

#### 特許請求の範囲

##### 【請求項1】

- 1 A：・・・（略）・・・アクリル樹脂と、  
 1 B：・・・（略）・・・分子量が700以上の紫外線吸収剤と、  
 1 C：を含み、  
 1 D：110℃以上のガラス転移温度を有する  
 1 E：熱可塑性樹脂組成物。  
 1 F：・・・（略）・・・。

#### 主な争点

- 1 構成要件1 B、6 Bの充足性（争点1-1）
- 2 均等侵害の成否（争点1-2）

#### 裁判所の判断

1 「分子量700以上」の数値限定の技術的意義について

『第7-3 以上によれば、本件各発明の構成要件1 B、6 Bの「（紫外線吸収剤の）分子量が700以上」という数値限定は、いわゆる臨界的な意義を有するものではない・・・（略）・・・すなわち、本件各発明の作用効果との関係で技術的意義を有する分子量は、ピンポイントの700ではなく、かなり広い幅（実施例で用いられた「958」と最大分子量の比較例で用いられた「676」の間の領域）にまたがる数字と考えられるが、いわば「切りのよい数字」として「700以上」という数値限定を採用したものと理解される（甲21も同旨）。』

2 争点1-1（構成要件1 B、6 Bの充足性）について

『第8-1 控訴人は、構成要件1 B、6 Bの「分子量が700以上」の「700」は小数第1位の数字を四捨五入した数値と理解されるから、上記構成は「699.5以上」と解釈すべき旨主張しており、その当否が問題となる。・・・（略）・・・構成要件1 B、6 Bの「700以上」という数値限定は、権利者（出願人）が、権利範囲を画定するために

自ら任意に定めた数値であり、いわば「創設された数値」とも呼ぶべきものである。上記数値限定のこのような性格は、当該数値が臨界的意義を有さない本件各発明において、一層明らかである。

以上のように自らが任意に定める数値であれば、本来の技術的範囲を画する数字として「端数のある数値」をまず決めた上で、当該数字を「丸める処理」をして、わざわざその「丸められた数値」を特許請求の範囲に掲げるなどという迂遠かつミスリーディングなことをする必要も妥当性も見いだせない。』

『第8-3（1） 学者の意見書（甲21～25）には、・・・（略）・・・②分子量が整数値で示される場合、小数点以下は有効数字の範囲外と考えるのが通常であり、通常、小数第1位を四捨五入した数値として示される、・・・（略）・・・等の記載がある。

・・・（略）・・・ただし、上記②に関しては、技術文献等に「紫外線吸収剤の分子量700（以上）」という記載があった場合に、一般に、分子量が整数値で示されていることの意味を当業者がどのように理解するかという場面での技術常識にとどまることに留意が必要である。

第8-3（2） 以上を踏まえて検討するに、上記②の技術常識が存在するからといって、特許請求の範囲に数値限定が発明特定事項として記載されている場合における当該数値の意義（クレーム解釈）に、当該技術常識がそのまま妥当するものではない。

すなわち、特許請求の範囲は、特許発明の技術的範囲を画するものであり（特許法70条1項）、第三者の予測可能性を保障する「権利の公示書」としての役割が求められるものである。したがって、その解釈は、特許法固有の観点を抜きに行うことはできない。

このような観点から考えるに、本件で問題となっている（紫外線吸収剤の分子量）「700以上」という数値範囲は、権利者（出願人）が、権利範囲を画定するために自ら定めたものであり、特許発明の

技術的範囲（独占の範囲）に属するものと属さないものを、一線をもって区分する線引きにほかならない。そうである以上、上記数値範囲の下限である「700」は、切り下げられた小数点以下の端数も、切り上げられた小数点以下の端数も持たない、本来の意味での整数値と解釈するのが相当である。

数値範囲にこれと異なる趣旨、役割を持たせたいのであれば、特許請求の範囲又は明細書に、分子量の計算方法や小数点以下の数値の処理等を説明しておくべきである。

#### 第8-4 小括

以上のおり、控訴人の主張するクレーム解釈（「分子量が700以上」の「700」は小数第1位を四捨五入した数値と理解されるから、上記構成は「699.5以上」と解釈すべき旨の主張）は採用できない。被控訴人UVAは、その分子量が700には満たない699.91848であるから、被控訴人製品は構成要件1Bを、被控訴人方法は構成要件6Bを充足しない。』

### 3 争点1-2（均等侵害の成否）について

『第9-1 均等論の第1要件（非本質的部分）について

被控訴人UVAの分子量は699.91848であり、本件各発明の構成要件1B、6Bの「分子量が700以上」という数値範囲に含まれない。しかし、上記数値範囲は、臨界的意義を有するものではなく、本来、本件各発明の作用効果との関係で技術的意義を有する分子量は、ピンポイントの700ではなく、かなり広い幅にまたがる数字と考えられるところ、いわば「切りのよい数字」として「700以上」という数値限定を採用したものと理解される（上記第7-3）。・・・（略）・・・

そうすると、上記分子量の相違は、本件各発明の本質的部分に関するものとはいえないと解される。本件で、均等論の第1要件は充足する。

第9-2 均等論の第5要件（意識的除外等の特段の事情）について

・・・（略）・・・

第9-2（2）そこで検討するに、まず、特許請求の範囲の記載は、特許発明の技術的範囲を画する機能を有するものであり（特許法70条1項）、第三者に対しては「権利の公示書」としての役割を果たすことが求められるものである。構成要件1B、6Bの「分子量700以上」との記載は、一般的な技術文献の記載ではなく、上記のような役割を担う特許請求の範囲の記載であることが本件の大前提となる。

そして、証拠（甲8、9）によれば、・・・（略）・・・小数点以下の数値を有する数値として算出されるということは、本件特許の出願日当時の技術常識であったと認められる。それにもかかわらず、控訴人は、本件特許の特許請求の範囲の請求項1、6の「分子量が700以上の紫外線吸収剤」との構成の数値範囲について、「700以上」という整数値をあえて使用している。

本件において、分子量700という数値に臨界的意義も認められないから、当該数値は控訴人がいわば任意に選択して定めたものといえる。また、控訴人としては、その数値範囲を「699.5以上」とすることや、分子量の小数点以下の数値の取扱いについて定めることも容易にできたと解されるにもかかわらず、あえてそのような手当もしていない。これは、小数点以下の数値は、技術的に意味のある数字でないという理解に加え、法的にも特段の含意がない（特別な意味を持たせない）ことを前提とするものと解するべきである。

そうすると、控訴人が特許請求の範囲において分子量を「700以上」とする数値範囲を定めたということは、「700以上」か「700未満」かという線引きをもって特許発明の技術的範囲を画し、下限値「700」をわずかでも下回る分子量のものについては、技術的範囲から除外することを客観的、外形的に承認したと認めるのが相当である。』

### 検討

本判決では『下限である「700」は、切り下げられた小数点以下の端数も、切り上げられた小数点以下の端数も持たない、本来の意味での整数値と解釈するのが相当である。』とされ、特許請求の範囲に記載されている数値は原則的には四捨五入をしない（されたものではない）判断がされた。

ただし、『数値範囲にこれと異なる趣旨、役割を持たせたいのであれば、特許請求の範囲又は明細書に、分子量の計算方法や小数点以下の数値の処理等を説明しておくべきである。』等との判断もされているため、明細書の記載によっては特許請求の範囲に記載されている数値を四捨五入して解釈することが許されることがあるかもしれない。

### 実務上の指針

本判決では『控訴人が特許請求の範囲において分子量を「700以上」とする数値範囲を定めたということは、「700以上」か「700未満」かという線引きをもって特許発明の技術的範囲を画し、下限値「700」をわずかでも下回る分子量のものについては、技術的範囲から除外することを客観的、外形的に承認したと認めるのが相当である。』と判断された。この判断によれば数値限定発明が均等第5要件を充足することは原則的には無いと思われる。

ただし、上記判断中に『分子量の小数点以下の数値の取扱いについて定めることも容易にできたと解されるにもかかわらず、あえてそのような手当もしていない。これは、小数点以下の数値は、技術的に意味のある数字でないという理解に加え、法的にも特段の含意がない（特別な意味を持たせない）ことを前提とするものと解するべきである。』とも判断されていることから、明細書の記載によっては数値限定発明においても均等第5要件を充足することがあるのかもしれないので、注意されたい。

以上